

火災予防条例の一部改正する条例(案)及び 火災予防条例施行規則の一部改正する規則 (案)についての意見募集の結果について

1. 定めようとする条例等の題名

二戸地区広域行政事務組合火災予防条例及び火災予防条例施行規則の一部改正

2. 意見公募の案の公示日

平成30年12月17日(～平成31年1月21日まで)

3. 提出意見数

0件

～消防法令違反对象物に係る公表制度の実施について～

— 2020年4月1日から開始します。 —

1 趣旨、目的

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を資するために、本条例及び施行規則の一部改正が必要となったものです。

2 改正内容

(1) 公表の対象となる防火対象物

消防法施行令別表第一で定める防火対象物のうち、不特定多数の人が利用する対象物や火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそ

れがある防火対象物(消防法施行令別表第一に掲げる1項から4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ、16の2項、16の3項)で重大な消防法令違反があるものが対象です。

(2) 公表の対象となる法令違反の内容

(1)の対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準および同条第2項の規定に基づき火災予防条例で定める技術上の基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、当該設備(消防法令の規定により代替となる設備も含む。)を構成する機器等が一切設置されていないものが公表の対象です。

(3) 公表までの流れ

消防機関が立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、当該立入検査の結果と同じ違反の内容が認められる場合に公表します。

(4) 公表の方法

違対象物の公表は、二戸地区広域行政事務組合のホームページ等に掲載します。なお、違反が改善されたことを消防機関が確認した場合は、ホームページから当該内容を削除します。

(5) 公表する事項

- ア 当該法令違反が認められた防火対象物の名称および所在地
- イ 当該法令違反の内容(当該法令違反が認められた防火対象物の部分を含む)
- ウ その他消防長が必要と認める事項

3 施行日

2020年4月1日から実施します。